選　挙	選挙期日	令第53条の規定による投票用紙の交付	令第59条の８の規定による投票送信用紙の交付		不在者投票用紙の返還	投票送信用紙の返還	通常の投票
			南極地域調査組の長に対する交付	南極調査員に対する交付			

備考

この証明書の有効期間は、交付の日から南極調査期間が満了する日（何年何月何日）までとする。